

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成26年12月2日（火）午後3時から午後5時3分
- 2 場所 東京地方裁判所第2中会議室
- 3 参加者等

司会者 園原敏彦（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 植村幹男（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 松井洋（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 海津祐司（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 浅葉義浩（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 上拾石哲郎（第一東京弁護士会所属）
弁護士 河崎夏陽（東京弁護士会所属）
弁護士 尾形繭子（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者7名は、着席順に「1番」等と表記した。

なお、裁判員経験者6番は欠席した。

4 議事概要

司会者

それでは、裁判員経験者による意見交換会を始めさせていただきます。私は東京地裁刑事1部で部総括をしております園原でございます。本日は司会役を仰せつかりましたので、よろしくお願いいたします。

今回の意見交換会の問題意識という点についてだけ簡単に説明をさせていただきます。現在、裁判所では、裁判員、裁判官との実質的な協働をどう実現していくのかということが大きなテーマになっております。いろんな議論を行っているわけですが、今回は量刑評議を取り上げました。そして、その量刑評議における協働とは何かということにつきましては、まだ確定したわけではありませんけれども、少なくとも私個人としては刑を決める量刑の本質を裁判員、裁判官が共有した上で相互のコミュニケーションを図り、結論

を出すと、そういったレベルで協働が実現できているかどうかということについて問題関心を持っております。

それでは、早速、意見交換に入っていきたいと思います。

1 番

私が最初持っていた量刑を決めるイメージなんですけど、今まで同じケースがどんなものだったのかというのを幾つか例として出されて、今回のと照らし合わせて、そして量刑を決めるというイメージでした。それなので、実際のものでそう変わりはないと思います。軽く思ってたか重く思っていたかなんですけど、ニュースで見る分には、結構センセーショナルに取り上げられることが多いと思うので、量刑自体は軽めに思えてました。ただ、割とテレビとかメディアの意見が取り上げられることが多かったので、実際に思っていたよりは、そんなに重過ぎず軽過ぎなかったのかなという印象を受けました。

4 番

私も1番の方とほぼ同じイメージです。評議という言葉は知りませんでした。裁判官の方、あるいは裁判官と裁判員を交えて話し合いが行われる中で量刑が決まっていくなんだろうなという印象は持っていました。したがって、重い軽いについてもですね、ある程度公平性は保たれて、過去の量刑などを参考に公平な判断がなされてるんだろうなという印象は持っていました。

司会者

事前のイメージとして直感で決めるんじゃないかなと、こんなもんじゃないかなというような、そんな決め方をするんじゃないかと、そんなようなイメージを持ってはおられませんでしたか。

3 番

多少は主観が入るんじゃないかなとは思ってましたけど、それは全く違っていましたね。

7 番

当初、選任された際の話になってしまうんですけども、こういった内容の事件を取り扱うのかというのが分からない状況でしたので、最初のイメージというのは、何も枠組み等を知らされずに集まった方々と裁判長、裁判官の方と議論を闘わせて、結論に至るのかなと思っていました。イメージしていたのはやはり死刑ですとかそういった重いものだったんですね。ですが、正直言って、私が担当させていただいたのはたった4日間だったんですけども、たった4日でそういった議論が果たしてできるのか、すごく紛糾してしまうのではないかとといったところで不安を抱えておりました。ただ、結果的に量刑を決める事件だったということが、後になってというか、関わってから分かったので、裁判長の方にも枠組みを知らされまして、気が軽くなったというのがあります。

2 番

実際イメージというのは最初から特に抱いてはなかったんです。テレビ等で見る限りのものしか持っていませんでした。

5 番

裁判に参加する前のイメージなんですけども、裁判員が選ばれる事件というのは重い法定刑の罪の事件なので、やっぱりその審理の時間とかも長いのかなとは思ってたんですが、私が選ばれた事件は4日か5日間ぐらいだったかと思うんですけど、意外と、そんなに長くなかったです。やっぱりそういう重い罪だと、例えば証拠とかを一から見てすごい長い時間をかけてやるのかなとは思ってたんですが、実際にやってみると、争点というのはもうあらかじめ明らかにされてて、その流れに乗って刑を決めるという感じだったので、そこはちょっとイメージと違ったかなという印象を受けました。刑の重さとかについては、自分の思っていたとおりというか、感覚としては同じような感じかなという印象でした。

8 番

まず裁判に参加する前というのは、余り判決云々って考えたこともないような状態だったんですけれども、裁判、判決というのは、それまでの判例に基づいて裁判官の意見をもとに裁判員が話し合っただけで決めるんだらうという程度にしか考えておりませんでした。これまでの裁判の結果については、その事件事件によってテレビで報道される結果などを見た意見ですけれども、やはり事件によって、えっ、こんなことをやったのにこんなに軽いのか、若しくは逆に、えっ、これなのにこんなに重いのかという、やはり私が一個人として考える刑の重さは、そのときそのとき違うので、ちょっと何とも申し上げにくいですけれども。うまく言えないんですけど、そういう最終的な印象でした。

司会者

それでは、次に移りたいと思うんですが、評議で、もちろんこれは評議に入ってからということではなくて、審理の中身に依拠して、ある程度前倒しで刑を決めるルールについて話を行われているというのが多分東京地裁の一般的な扱いではないかと思うんです。裁判官から、刑を決めるルール、難しい言葉で言うと量刑判断の枠組みということについて、どのような説明を受けたのかお聞きしたいのです。特にお聞きしたいのは、どんな言葉を使ったのかということです。例えば我々法律家だと犯情と一般情状とか、あるいは行為責任なんていう言葉を使うことが多いんですが、裁判官はなるべくかみ砕いて説明するようにはしておるわけですが、どんな言葉が使われたかということも含めて、刑を決めるルールについてどのような説明があったのかということについて、皆さんの記憶のあるところをお話しいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

8 番

私達裁判員が分からない言葉というのはほとんど使われませんでした。具

体的な単語というのはちょっと記憶にないんですけども、とにかく言いにくいという雰囲気は一切持たずに、それから言葉も分からない言葉を使わないので、説明するときに、それこそ小中学生にでも分かるようにではないけれども、お話ししてくださったので、法律に関して全く知識のない私でも理解することができました。

5 番

例えば今覚えている限りだと、法律上の減軽とかそういう言葉を使われてたと思います。あとは、特に自分の事件は責任能力が争われた事件だったので、心神耗弱とかそういった意味合いの説明から始まって、例えば具体的にこういう場合は心神耗弱に当たるとか、そういう説明も非常に丁寧にさせていただきました。

司会者

完全責任能力だという判断を受けて、じゃあどうやって刑を決めるんだろうという話については、何か御記憶ありますか。

5 番

そうですね。今余り鮮明には覚えてないんですけども、そういう具体的事実から判断した後に、例えば自首とかの事情を考慮して決めるみたいな感じでした。

司会者

たしか殺人事件でしたですね。言葉はちょっとあれですが、殺し方とか結果だとか、どうして被告人がそういうことを行ったのかとか、そういった点に着目してほしいというような話はあったんですか。

5 番

はい、それはありました。論告でも説明があったので、当事者の方の説明と裁判官の方の説明、両方あったので、すんなり理解できたかなといった印象です。

司会者

例えば、検察官の言ってる話と、何か食い違ってるところはあったんですか。

5 番

いや、その枠組みという意味では食い違ってるところはなかったかと思えます。

司会者

今の御記憶で刑の決め方についてどういうところに着目するのか、あるいは、こういった事情とこういった事情では、その刑を決めるに当たって取り上げる順番が違うとか、取り上げる意味合いが違うとか、そういったような説明なんかはあったんでしょうか。1 番さん、どうですか。

1 番

取り上げる順番については出てこなかったと思います。あと、言葉についてなんですけど、先ほど5 番さんがおっしゃったように、私が担当した事件だと精神状態が争われたところもあったので、心神耗弱だったり心神喪失についての用語の説明はありました。ただ、そこの心神耗弱、心神喪失の違いという言葉の説明はあって、それによって刑が違うところまでは認識できたんですけど、弁護士と検察官はどこでどんな点でそこを争っているのかという、実際どこが争点になっているかというのは不透明だったと思います。

司会者

御記憶の中で具体的にどういう事情をメインにして刑を決めるんですよとか、こういった事情はメインの事情に比べると少し考慮の度合いが違いますよとか、そんなような話というのは特にはなかったんですか。

1 番

度合いという話も出てはきたんですけど。

司会者

要するに、刑を決めるに当たってどのぐらい影響するのか、大きく影響するのか、それほどのものではないのか、我々の言葉だと「調整」なんていう言葉を使うことがあるんですけども、そんなような話というのはありましたか。

1 番

それはなかったと思います。

2 番

とりあえず私の担当した事件はかなりいろいろと罪が重なっておりましたので、一個一個についてこれは何年これは何年、今回同種があるので1.5倍をすとかですね、そういう細かい法律的なルールというのは教わりました。実際、順番というのが起訴状の順で読んでいきましたので、日付とかが結構ぐちゃぐちゃにはなっていたんですね。それは順番に整理していくということにしていったんですけども、その辺は起訴状の順でとか内容の順でというような説明を受けたので、とりあえず別にそこは分からないということはもちろんなかったんですけども。結構皆さん質問されて私もしたんですけども、その場で一個一個解決していったので、難しい言葉というのはもちろんあるんですけど、あると皆さん結構、えっという顔になるので、それについて裁判官の方がこれはこういう意味ですというように結構裁判長から補足があったので、意外と分かりやすかったですね。

司会者

2番さんはどんな質問を裁判官にされたんですか、説明に関してどこが分からなかったんでしょうか。

2 番

例えば、致傷とか致死とかももちろんあると思うんですけど、今回は死んでないのでそういうふうにならないんですけども。じゃ、これは未遂なのか未遂じゃないのかとか、そういう違いですよ。意思があるのかないのかと

いう、そういうこともあったので、いろいろ質問をしたんですけども、納得する答えはいただいたと思います。

司会者

2番さんの事件は先ほど言ったように複数の同種の事件が重なってる事件なんですよ。例えばやり方とか、あるいは被害者の性的自由とかという言葉が当然出てるはずだと思うんです。そういうのが繰り返されてるといったところで、例えばそういうやり方とか、どのぐらい被害者の性的自由を侵したのかとかいうところに着目してくださいという話があったでしょうか。

2番

着目してくださいという直接のことはないんですけども、聞いてて皆さん、私もそうなんですけど、思ったというのが、その話を説明していく段階で結構ぼろぼろ、ぼろぼろ意見を皆さん言ってて、ちょうどそれに対してみんな言いやすくなって、いや、こうこうこうですよというのは結構話が出るので、説明はもちろんされていたとは思いますが、それほど例えば形式ばって順番に説明していったというようなことはしませんでしたけど、おのおの話が出てくる上で、それに対して補足はしてもらったという形ですね。

4番

まず申し上げたいのは、皆さんおっしゃっているとおり、非常に平易な言葉遣いで印象として分かりやすかったということを申し上げたいと思います。その上で、私の記憶が合っているかどうかなんですが、枠組みという言葉は、今日正直初めて聞きました。そのとき裁判長から説明があったことを記憶していますので、これが合っていれば多分説明は合っていたということだと思います。罪状は強盗致傷でした。強盗致傷の法定刑は6年以上であると。それからいろんな減軽措置で3年まで減軽ができること。3年になると執行猶予をつけることができる。以上の説明が記憶に残っておりますので、これがもし合ってるのであれば、極めて平易に正確に我々に枠組みを説明していた

だいたということではないかと思います。

司会者

多分今の皆さんの言われてる話の中で、法律的な説明という部分で、要するに法定刑はこうなんですよと、それからこういう操作をしていくと、多分、処断刑という言葉を使ったか使わないかは分かりませんが、法律上許されてる被告人に科す刑の幅はこれぐらいなんですよという説明はされているんだろうと思うんです。それは法令適用を説明しないといけないので、それはそうだと思うんですが、私が聞きたいのはそこではなくて、最終的に法律上許される幅が何年から何年と出てくるじゃないですか。この中でどうやって刑を決めるんですかといったところの説明がどうだったかという話なんです。ちょっと私の質問の仕方が悪かったかもしれないんですけど、そこらあたりは余りに記憶にないですか。

4 番

決めていくルールというよりは、過去の量刑で判断したという、そちらの記憶です。

7 番

今皆さんが言っていたのと似ているといえば似ていますがけれども、正直言って余り印象に残ってない部分というのがあるんです。ただ、実際どうだったかということのを思い起こしてみると、恐らく裁判長の方の心遣いだと思うんですけれども、休憩の後に評議に入るそのタイミングで、割とさらっと説明をしてくださった。ただ、説明自体は非常にしっかりした明快なものであったんですね。恐らく、余り重く話や説明が始まってしまうと皆さんそれで威圧されてしまうので、その辺は非常にうまくやっていただいたんじゃないかと思っています。ちょっと余り記憶には残ってないんですけども、行為責任ですとかそういった言葉は使っていらっしやいました。

恐らく素人には分からないだろうということで、白板に言葉を書いてくだ

さって、それについて簡単にポイントを説明して下さったというのがありました。ただ、それは私達にとってはそれほど重要ではなくて、ああ、そういうものなんだなというような程度でした。それよりもやはり流れ、この事件に関してのポイントというのはどこなんだろう、今私達は目の前で何をしなければいけないんだろうというところを中心に情報を酌み取ったというところがあります。

私個人で印象に残ってるのが、枠組みの中でデータを見せていただきました、何回も何回もを見せていただいたんですね。皆悩んでいたときに裁判長のほうから、もしこの平均よりも軽くするにしても重くするにしても、それなりの理由が要りますということをおっしゃられまして、そこは非常に印象に残っています。やっぱり今までの判例の中で、それを超えるにはそれだけの理由が必要で、そこが今回の事件にとってどういうポイントになるのかというところを結びつけて説明していただきましたので、非常にクリアな評議ができたと思っています。

司会者

皆さんは、かなり量刑グラフというんですか、過去の同種の裁判結果というんですかね、というものは相当印象には残っておられるんですかね。もちろん法定刑からはある程度狭まってはくるんですけども、それでもかなり十数年とか20年ぐらいの幅のある事件というのがざらにあるわけですよ。その中で何年というのを決めていかないといけませんよと。その中の一つのツールとして量刑グラフというのがありますよと。それは先ほどどなたか言われたように公平とかそういう話があったというのはそうなんでしょうけれど、グラフを使う前に、要するにこの事件をどういう事件として見立てて、そしてそのやり方とか結果とか、あるいはどうして被告人がこういうことをやってしまったのか、どうしてこういう行為を選択したのか、あるいはどのぐらい非難ができるのかといったところに着目して、そこらあたりの議論と

というのが先行したことは間違いないのでしょうか。いきなりグラフを見て、この辺ですねという話になってないと思うんですが。1番さん、いかがですか。

1番

量刑を決めるときなんですけど、私もその量刑グラフというのがとても印象に残っていて、同じ事件の事例がたしか五、六件ぐらいあったんですね。まず量刑グラフを見てある程度の量刑を見てから、今回はどうするかという個別具体的な議論に移ったと記憶しています。

司会者

そうすると、もちろん説明はされてるけども、先ほど7番さんが言われたように余り重い説明ではなくて、大体さらっとした説明なんですか。今言ったみたいに、最終的に大体このぐらいの幅の中で刑を決めること、これは合法的なんですよと、ここから超えちゃったらこれは違法になりますよという話が恐らくあって、この中でどうやって決めていくのかということについての説明は、今のお話を聞いてると、余り皆さん記憶にないのでしょうか。7番さん、裁判長がかなりそこはクリアな説明をされたというお話だったんですけど、何か記憶されてることはありますか。

7番

そうですね。なぜかその部分が割と記憶が曖昧なんですけれども。ただ、自然にその後評議が進んでいったので、恐らくうまく説明いただいたんではないかとは思っております。

3番

量刑を決めるときに分布図とかもいろいろ見せていただきました。

司会者

どうも裁判所としては、重く、例えば30分とか講義調で説明するのはどうかかなということで、なるべく、皆さん方が個別に担当する事件の特性に応

じて基本的なルールの説明をしようということで今やっているんですが、今のお話ですと、ほとんど余り記憶に残っておられないようですね。

例えば、刑を決める事情として、やり方とか結果だとか、どうしてこんなことしちゃったのかとか、あるいは被害弁償とか、前科の問題だとか反省の問題だとか、また同じようなことを犯すおそれはないか、再犯のおそれはないか。そういったような事情というのが、その取り上げる意味合い、刑を決めるに当たって大きな影響があるのかメインの影響があるのか、あるいは、そうじゃないサブのような調整的な役割を果たすに過ぎないのかとかいったような説明というのは記憶にないですか。1番さんはそういう記憶がないという話でしたね。そういうのを我々は枠組みという表現をしていて、枠組みという言い方を評議でしてるかどうかはともかくとして、今言ったような形で刑を決めるに当たって幾つかの要素というか事情があるわけですけども、それがみんな同じ平面にあるわけじゃなくて、刑を決めるに当たって結構効くような事情と、それほどでもないなというもの、あるいは取り上げる順番としても、やっぱり優先順位の高いものとそうじゃないものがあるとか、そういったような説明というのは余り記憶にないですか。

2番

あんまりないです。

1番

取り上げる順番についての印象は残っていないんですけども、被害者への弁償があるかどうかという議論はしました。今回、被告人の精神状態も論点になったところなので、それについても検討はしました。それなので取り上げる順番というところは覚えていないですが、その個別具体的な要素自体は取り上げたと記憶しています。

司会者

分かりました。そうすると、刑を決める基本的な枠組みといいますかね。

枠組みという言葉は今日初めて聞いたという話もあるんですけど。そういうものについて裁判官が説明したことは、これは従わなければいけないんだなと、自分はちょっと被告人の人柄とか反省とか、またこいつやるんじゃないかなといったようなことを中心に考えたかったんだけど、裁判官がそういうことを言う、むしろやり方だとか結果だとか、どうしてこんなことを選んだのかといったところに十分着目して議論しましょうねなんて言われたから、従わざるを得なくなったとかというような意識というか御記憶はないということになるんですかね、大体皆さん。

要するに、例えば被告人が悪い人だとかいい人だとか、被害者がかわいそうだとか、そういったことを刑を決めるに当たってまず考えるんじゃないんですよと、どういうことをやったのかとか、どういう結果が生じたのかとかいったこと、あるいはどうしてこういうことを被告人はやっちゃったのかといったことについてメインで考えていきましょうねという説明の仕方だった記憶はありますか。

4 番

それはありました。

司会者

それは、そういう考え方に従わなきゃいけないなということは皆さん思われたんですか。

3 番

はい。

司会者

それで、皆さん方は実際はどうだったんでしょうか。裁判が始まる前は、やっぱり被告人がいい人か悪い人かとか、被害者がかわいそうだとか反省してるとか、またやるんじゃないかとか、そういった事情を何となく頭で描いて、そういうところで刑が決まるのかなと思っていたのか、それともやっぱりや

ったこととか、そういうことをメインにして刑が決まるのかなと思っていたのか、それはどっちですか。被告人はいい人だとか、こんなことをやるような悪い人だとか、反省してないとか、またやるんじゃないかとか、そういうことに重きを置いて刑を決めようと思っていたのが、実際に話を聞いたらそうじゃなかったということは、一応今皆さん大体うなずかれてるんですが、そこらあたりはどうですか。

3番

最初はそうでしたね。やっぱりまたやるんじゃないんかとか、そういうように思いましたけども、いろいろ裁判長の話を知ったりしてるうちに、この事件のことだけで審理するんだなというようには思いました。

司会者

被告人がどういうことをやったかとか、そういうことでちゃんと見ましようということですか。

3番

はい。事実だけを見るということです。

司会者

それで先ほどから皆さん事実という言葉が使われてるわけですね。それで、そういう、何というんですか、私はそれを枠組みという言葉を使っちゃっているんですけど、そんなように、反省とかそういうことじゃなくて、やり方とか結果とかどうしてこういうことをやったのかということを中心に考えましようねと、そこに着目しましようねということは一応大体そんな説明があったような記憶でいいですかね。

8番

私ももう具体的な言葉の記憶はないんですけども、それと枠組みという言葉は、やはりちょっと何かイメージが違うんですが、私の思っていたものは、私情、自分の気持ちプラス事実関係、やってしまったこと、事実、両方

で結果が出るのかなと思っていたんですが、結論的には、私情がないとは言わないけれども、事実で決まるんだなという結果でした。

司会者

裁判官からこういうところに着目してくださいよと、反省とかそういうのはまずおいといてくださいねと、後で議論します、そんなような話があったはずなんですけど、そういう説明については特に違和感はなかったですか。

8番

私はもちろんやってしまったことは悪いんですけど、今後のこととかいろいろ考えてかなり、同情的な気持ちもプラス持ってしまったんですよね。ただ皆さんの話とか裁判官の方の公平な御意見を伺って、そういうものじゃないんだなと思っていくようにもなりました。

司会者

裁判官の説明ということ自体について特に違和感はなかったわけですかね。

8番

ええ。その言い方にしても、こうしちゃいけないんだというような命令的なものではもちろんなくて、こういうふうなんですよという柔らかい形で教えてくださるという感じだったので、特に違和感というものはございません。

5番

自分のイメージとしては、やっぱりその事件自体の客観面とかをメインとして刑を決めていくのかなと思ってたんで、裁判官の方から受ける説明というのもすんなりと頭には入ってきたというイメージです。

司会者

よく性犯罪で被害者が、例えば自分の娘さんと同じぐらいの年齢だったというようなケースもままあるんですけど。そういったときに何か裁判官のほうから、多分重めの刑を何年ぐらいじゃないかという御意見で、それはどうしてですかというのを多分聞かれてると思うんですけど、そのときに率直に

自分の娘と同じぐらいだから許せないということはなかなか言いづらいと思うんですけど。何かそういうことについて裁判官のほうから、ちょっと重いなというようなイメージで何か質問されたりとか、意見交換があったなんていうそんな記憶はないですかね。2番さんはその点どうですか。この中では数少ない性犯罪だと思うんですが。

2番

結局決めるのは判例なんだなと率直に思いました。それが疑問にとまでは思わなかったですけども。

司会者

皆さんのお話だと非常に量刑のグラフというんですか、あるいは、1番さんが言われたのは、同じような事件を五、六件見たというようなお話があったじゃないですか。それはグラフじゃなくて一覧表のようなものを見た、という御趣旨でよろしいですか。

1番

はい。

司会者

どこの裁判体でも大体一覧表のようなものもある程度参考にはされてるんでしょう。8番さんはどうでしょうか。

8番

はい、一覧表とグラフと両方見ました。グラフについても1種類じゃなくて、結局判例といっても全く同じ事件というのではないと思うので、条件をちょっとずつずらしながら近しいところを何種類か見せてくださって、だからここからここまでの間というようなヒントをいただいた上で、皆さんの意見を伺って話し合ってから最後の投票に入りました。

司会者

量刑グラフをどう示すかというのはいろんなやり方があるんでしょうけれ

ど、大体大きな量刑の分布というんですかね。こういう感じなんですよと。それで、それを前提として、この事件というのはこんな特徴があつて、やっぱりこれはちょっとピークよりも重いなとか、いや、ちょっと軽いかなど。それで、それはこんな事情があるからなんですってというような、やっぱりそういう議論を経て一定の何年というところに持っていくという、そういうパターンなんですか。

4 番

まず、過去の量刑のデータベース、非常に分かりやすいデータベースをお作りになったと思います。裁判員制度の導入のためにあつたものを作られたということ自体を評価申し上げたいと思います。ルールの中で一番印象に残ってる言葉は、法廷で明らかになった事実に基づいてのみ判断してくださいという言葉が非常に印象に残ってます。その中で、自分の印象としては強盗致傷だったんですけども、事実に基づいてまず基本線としてこのぐらいの量刑が決まると。そこから反省の度合いと前科とかで上下のぶれが出るという印象を持っていました。

司会者

2 番さん、同じような住居侵入強姦で、うち 2 件が致傷があつたりとか、あるいは強盗がくっついてるといふ件数が多い事件じゃないですか。それ以外に窃盗も何かあつたといふ事件で、そう簡単に量刑のグラフで参考になるような事情というのはあんまり出てこなかったんじゃないかと思うんですけど、どうだったでしょうか。

2 番

住居侵入と性犯罪系とは別になってるのは多かったですね。ただ同種累犯があるとか被害弁償がある、ないとか、そういうところの違いは、マックス 30 年からだったので、すごく細かく分かれてたんですけど、その違いに対して詳しい説明はないですけども、その辺は皆さんの主観になってると思

うんですが。皆さんはどう思われてますかというのは聞かれましたね。もちろんそのときに、その評議を行ってるときには既に検察側、弁護側から論告、弁論が出てるわけなので、何年というのは皆さん大体イメージがわいてる状態なんですよね。

ですから実際それを自分たちが、住居侵入とももちろん強姦致傷とは別の犯罪ですから、各々どう思ってるかという、どっちが重いのかとかそういう考えは本人各々が持ったことだと思います。補充裁判員も含めて、いろんな話を議論していく上で、細かく分からないような脱線していく方向というのも当然あったんですけれども、それに対するときこそ裁判官から、これはどう思われますかとか、それはちょっと話の趣旨が違うのでとか、そういうときには逐次言われたことはありました。

司会者

脱線しそうになるというのは、どんなところで脱線しそうになって、それに対して裁判官がどんな合いの手を入れたのか。何か御記憶ありますか。

2番

そうですね。それは評議の中ではなくて休憩の後とかそういう時の話ですよ。ですから評議自体でそこまでは行かないので。皆さんもやっぱり、なかなかそこまで言いづらいというのももちろんありますし。休憩してとか御飯食べた後とか結構、意外と皆さんとしゃべってるんですよ。私もちょっとしゃべったことがあるんですけど。そのときに、個人的な感情からしたらこうですよという話とかに行ったことはもちろんありますから、それはちょっと今回は違いますよねみたいな。そのときにどういうふうに評議をして評決をしていくという基本的な考えというのは学んだような気がします。

司会者

例えば、住居侵入はついてるけど強盗致傷とか殺人とか割と1件のケースが今回多いんですけれど、そういったときに、例えば殺人でも要するにいろ

んな目的の殺人があるので、一言で人を殺したという刑法199条でこうなってるんだけど、いろんな類型というかタイプがあって、それによって刑の大きな傾向は違うんですよとか、そういった形でイメージを作っていたというようなことはあるんでしょうか。その量刑グラフの使い方という意味では。そんなような記憶は何かございますか。

例えば5番さん、どうですか。殺人でもいろんなのがあって、大体こういうタイプとしては少しずつ刑のピークが違うんですよというところの説明を受けて、それはそうだなと思ったかとか、そのような記憶はありますか。

5番

やっぱり殺人といっても本当にいろんな殺人があるようでして、量刑グラフで絞り込むに当たって、いろいろ条件を指定してもやっぱり死刑から執行猶予がつくものまで出てきちゃうんですよ。でも、ある程度その山みたいなものが出てきて、事例を見てみて、本件とどうかという部分に比較して見てみたんですけど。

例えば、その一覧表を見ても、2行とか3行しか事例が載ってないので、ある程度までは絞り込めるんですけど、結局その後は何か、えいやっというふうになってしまっちゃうかなというのが、何か今まで事実というものをきっちり普通で議論してきたのに対して、何かちょっと曖昧になってしまってるのかなという不安を覚えたような記憶があります。

司会者

今のお話というのは、ある程度議論をして類型というかこういうタイプの事件だとか、本件はこういうところがポイントですよとか、ぐうっと収れんしてくるじゃないですか。最初は例えば5年から15年ぐらいの意見だったのが、そういうものをしながら、こういうふうに段々皆さんの意見がこうなってきましたと。でも幅3年ぐらいありますよといったときに、ここまでのいろいろ、最初はやったことを見ましようねと言いながらやって、それでグラ

フを使いながら、公平の観点でやりながら、ここまで来たんだけど、でも1点では決まらなないと、3年ぐらいの幅がありますよと。事件によってはもっと狭いレンジの場合はあるんですけど、ここに来たときに最後えいやっというところがあるんじゃないかと、そういうお話ですよ。

ここらあたり皆さんどうですか。そこは実はこれまではいろいろこんなふうに来てきたんだけど、最後は何か直感的に、やっぱり自分はちょっと被害者かわいそうだから、このレンジの中では重い7年とかいうふうなイメージがあったことはなかったかとか。

5番

補足でもあるんですけども、結局狭まったレンジの中でも分からないので、とりあえず無記名でやってみようみたいな感じになるんですよ。裁判官の方にリードしてもらいたい部分もあるんですけど、かといってリードし過ぎてしまうと、やっぱり裁判官の言ってることだからそれが一番正しいのかなと思ってしまう部分もあって、そのバランスが難しいのかなと感じました。

司会者

皆さん方からすればどうですか。せっかくいろいろ事実を議論し、こうやってやってきたんだけど、最後のところは何かもう、えいやっという5番さんの感想なんですけど、同じような感想を持たれた方はいらっしゃいますか。

7番

そうですね。私のときもですね、やはり一つには検察側で求刑された年数というのがまずあって、みんなの意識の中にそれ以上はないだろうというのがまずあったんですね。なので、そこが一つ吹っかけてるじゃないですけども、検察側はちょっと多めに求刑してるんだよねというような意識があって、先ほどお話に出ている量刑グラフですとか一覧表なんかの事例、判例を見て、みんなで共通の認識を持ちました。枠組みが決まった中で重くするのかどうなのかというところで、一人一人何年ぐらいだと思いますかというようなお

話をする場面になりました。

司会者

皆さん割と比較的に積極的に発言される方だったのではないかなという気はしておるんですけど、それでもなお、ちょっとこういうところは言いづらかったというような記憶、あるいは、言えなかったということはないのかもしれませんが、先ほど雰囲気が非常に良かったというお話を皆さんからいただいておりますが、言いづらかった、あるいはのみ込んじゃったなというようなことがあったのかどうかというのはいかがですか。

4番

全くなかったと申し上げておきたいと思います。裁判長，裁判官の雰囲気作り，それから評議室の環境，ちょっとつまらないことかもしれないですが，例えば，ちょっとお菓子が置いてあったりとか，飲み物御自由にどうぞというようなあたりに細かい心遣いを感じました。そういう環境作りなんかも含めて非常に意見は言いやすかったという印象を持っています。ただ，法廷において被告人に質問するというのはやっぱりちゅうちょがありました。

8番

私の場合は自分の性格的なものもあってか，特に言いたいことを言えないということではなかったです。仮に裁判官が何かおっしゃって，あえて別に反論したいという意見があったわけじゃないですけども，そのときに対しても，裁判官がおっしゃった言葉に対して何か質問される方もいらっしゃったし，そういう自分の意見を言いづらいという場はなかったです。ただ，多少時間を気にしながら，もうこの意見はいいかなと言って，言い含めちゃったことはありました。

5番

特に自分の意見が言えなかったということではなかったように思います。事件の本質ではないところとかを，例えば素朴な疑問とかを裁判官に尋ねても，

気さくにといいいますか、答えてくださったので、少なくとも自分は、これはもう言わないほうがいいかなとか、そういうふう感じたことはなかったです。

7 番

私も全体的には言いづらかったりですとかそういったもの、また、言えなかったということはなかったんですけども。恐らく裁判長を初めとして裁判官お二人の方も非常にフランクな雰囲気作りを心掛けていて、最初の時点ですごく信頼関係ができたというか、好感が持てたんですね。ですので、多少やりとりの中で何かあったとしても、ちょっと受け入れられるというか、そういった信頼関係ができた上でいろいろ進んでいました。最後、感謝状のようなものをいただいたときも、意見をばしばしとありがとうございましたとおっしゃっていただいて、そんなにすごいことを言った覚えはないんですけど、何か、楽しかったんですけども、人によってはちょっと難しいかなという印象もあります。

あともう1つは、裁判長、裁判官とのやりとりはそんな感じなんですけども、一緒にいたメンバーの雰囲気というのがあると思うんです。私が参加したときの同じ参加メンバーは、皆さん真面目で真剣に評議に参加をされていたんですけども、あんまり頑張って意見を言ってしまうと、ちょっと引かれてしまうというか、そういう雰囲気をちょっと感じて言いづらい部分というのは少しだけ感じましたけれども、ちょっとそれには負けないでいろいろ言わせていただきました。

1 番

先ほど4番さんがおっしゃったように、環境作りもきれいにさせていただいて快適だったので、意見を言いづらいということは全体的にはなかったんですね。評議のときだけちょっとのみ込むシーンはあったんですけども、意見を言いづらいということはなくて、多分それが休み時間でも、3名の裁判

官の方は必ず2人ぐらいは部屋にいてくださったんですね。それなので、雑談方式で分からない点を聞いたりというのがすぐにできて、そこで言える場面もあったので、言いづらいことはなかったです。

司会者

次に、評議が不十分だと感じたことがあったかどうか。あったとすれば、どんなようなところでどうしてなのかという点です。裁判員のアンケートの中で評議についての評価項目がありその中で、大方の方はよく議論ができたとかそういう話になってるんですが、中には不十分であったという欄にチェックが入るケースが間々あるんです。その理由がよく分からないんです。皆さん方が今回各々事件に参加されて、十分じゃなかったなもし思われたとすれば、例えばそれはもう少しこういうことを議論したかったとか、あるいは時間をもうちょっと欲しかったとかといった幾つかの理由があり得るんじゃないかと思うんです。もちろんそれ以外の理由もあるんじゃないかとは思いますが、そのあたり率直なところを御感想として伺えたらと思うんですが、いかがでしょうか。もう十分だったと、これだけやれば議論を尽くしたと思われているのか、あるいはちょっとこういう点どうだったのかな、もう少し、その意味で評議が不十分じゃなかったかなというところがあれば、率直なところを伺いたいんですが、いかがでしょうか。

8番

先ほど私が時間がないからちょっと自分の意見を言いよんだというのは、だからといって評議が不十分だったという意味合いではないんですね。もう正直言って、あと1日話せば、また違った皆さんの御意見も聞けたとは思いますが、ある程度時間が限られた中であれだけの皆さんが話し合った結果だから、あれが限度かなと。私自身としては評議が不十分という気持ちはなく、十分でしたという意見を書いたのかなと思います。

7番

やはり不十分であったという印象はないです。かといって、十分であったかと言われると、それもちよっとはっきり十分でしたと自信を持って言えるものではありません。今、8番の方もおっしゃっていたように、限られた時間の中である程度の枠組みの中でしかも決めていかなければならないという非常に制約がある中でしたので、その中であくまでも与えられた情報でそれを判断をしていくというようなところで、そういう意味で一からの評議ではないという印象がありますので。十分というのは、やはり私の中の漠然とした印象、感覚ですけれども、何日かかけて、一度結論が出たとしても、また振り返って本当にそれでいいのかということで振り返って、一から議論を始めたりですとか、ある程度のやはり時間が必要かなと思っております。実際に刑が確定をして、解放感を感じたんですけれども、自分の中でかなり長い間、本当にこれでよかったのかなという思いが残りました。そういう意味ではやはり余り十分な議論ではもしかしたらなかったのかもしれないというのがあります。

意見をももちろん言わせてはいただいたんですけれども、余り議論とかそういったものとはちょっと感覚がずれております。

司会者

今の点どうですか。裁判員同士で、いや、それはちよっとうんじやないと、私はこう考えてるんですけどというような議論とか、ああ、それはそうだねえと、賛成だとか、そんなふうな裁判員同士での議論なんていうのがあったかどうかなんて、そのあたりはどうですか。そういう意味では、そういう面での方向の議論というのは余りなかったんでしょうか。

1番

私が参加したときに結構活発な議論があったなという印象で、裁判長が司会者役となって、收拾がつかなくなったときに裁判官や裁判長が合いの手を入れてくれるという、そういう状況でした。

2番

評議は十分だったと思うんですが、多分皆さんと違って事件数が異様に多かったので、1個、例えば話をして、2個目をやるというと、多分1週間あっても足りないような感じになったのを、最後総合して1日半ぐらいで決めるという形だったんですが、実際不十分だったのという、不十分じゃないと思います。恐らく7番の方と1番の方の間ぐらいだったんですよね。ディスカッションまではいかないですけれども、交換程度だったらあったかなと思いました。

4番

議論ということではないんですけども、意見は活発に飛び交ったと思います。評議自体はもう十分尽くされたというふうに思います。

5番

全体として評議は十分だったかなと思います。例えばさっきの量刑の話だと、自分はこの点を重視したという人もいれば、自分はその点を重視したという人もいて、そういう他の裁判員の方とかの意見を聞いたときに、ああ、そういう考えもあるんだなというふうに、自分の意見を変えることももちろんありますし、逆に他の方の意見が変わることもあったように記憶しています。

海津検察官

皆さんの中で量刑分布を見て大体これぐらのところに事例を比べてきましたという意見がたくさんあったと思うんですね。その中でお聞きしたいのは、これだと比べっこして決まってくるんだったら、私らは一体何のためにいるんだろうと思った方というのはおられるんですかね。裁判員というのは市民の感覚をとということだったけど、何か比べっこしたら、あれっ、僕らいなくてもというようなことを思ったことはあったでしょうか。

3番

そういうことは全然思わずに、やっぱりまるっきりの素人ですから、専門家の意見を反映したそういうグラフとかそういうのは非常に参考になりました。ありがとうございました。

1 番

実際思うこともあって、その量刑グラフに限らずなんですけど、裁判員が混ざる必要はあるのかなと思ったときがあって、実際その場合、裁判員は多分必要ないのかなと思うんですけど。じゃあ何でいるのかというと、多分量刑を見てても、さっき5番さんがおっしゃったように、同じ量刑でも見るところが多分裁判員と裁判官で違うと思うんですね。普段仕事として量刑を考えてる人と、そうじゃなくて、普段生活をしていて、ニュースで見て重い軽いという、それを感じてる人の感覚のその差というのが多分あると思うんで、それをすり合わせたり理解し合う意味で、裁判員は存在したのかなと思います。

浅葉検察官

冒頭陳述、論告又は弁護人の弁論という書面で皆さんにお渡ししたと思うのですが、量刑評議の際に見返す機会というものがあったのかどうか。見返した場合にはどういった点について見返して記載が役に立ったか、そういう点について教えていただければと思います。また、もう1点なんですけれども、先ほど検察官の意見というものがマックスであるというふうに最初考えられたという御意見をいただきましたが、皆さんも検察官の求刑が一番マックスなのかなというような議論の前提だったのかどうか、違った場合は、その違った理由について御教示いただければと思います。

司会者

まず今の検察官の求刑がいわゆるマックス、上限だというイメージで、そういう認識をされた方というのはどのぐらいいらっしゃいますか。手を挙げていただければ。2番さんはちょっと違うの。

(1番, 3番, 5番, 7番及び8番挙手)

7番

余りちょっと正直記憶が定かではないんですけども、見返す機会があったと思います。正直申しまして、法廷の初日ですね、大事な日だとは思ってるんですけども、その日にどういった流れで行くかというような説明が余り記憶に正直残っておりませんで、手元の資料というのも何となくぼんやりと見ていたところがあります。何がポイントかというのが余り分からない状況で法廷に臨んでしまっていました。休み時間は休んでおりましたけれども、でもやはり評議のときにちょっと見返して、ポイントが何だったんだろうということをおさらいしてみたりですとか、そういった作業はした記憶はあります。ただ、その時間は非常に短かったと記憶しております。

上捨石弁護士

弁護側として伺いたいのは、弁護人も量刑意見というのを述べているんですね。その弁護人の量刑意見は評議の中でどれだけ議論の対象になって、場合によっては評価されたんだろうか、あるいはされなかったんだろうかと。そのことなんです。

1番

弁護人の量刑意見なんですけど、私は検察官のそれとは違って、下回っちゃいけないという基準として捉えていました。

2番

年の差は何だと考える要素にはなったんですけど、弁護人のほうの弁論の際にですね、書いてあるのが結構、事件は被告人が認めてたので難しい点があったとは思いますが、多分国選弁護人か何か分からないんですけど、あんまり気持ちを感じられなくて、理由がこっちから見ても分からないというところがありましたね。

上捨石弁護士

まず、弁護人の量刑意見が役に立ったかということと、かつ、データベースがとりわけ役に立ったかどうかという点ですね。

4 番

まずですね、弁護側の主張、それから検察側の主張、それが上限下限と考
えなくてもいいんですよという説明がたしかありました。ただ、超える場合
はそれなりの理由がなければいけませんよという説明をいただいた記憶があ
ります。それからデータベースの件なんですけど、弁護士の御質問を聞いてて
今思い出したんですけども、過去の量刑から見てもこのぐらいだとこのぐら
いの量刑でしたという話があった後で、評議室に戻ってデータベースを見た
ら、あの弁護士が言ったのはこの例のことなんだねというのがはっきり分か
る、そういう量刑がピンポイントでヒットしたという記憶がございます。

上捨石弁護士

量刑意見を弁護士が述べたかどうかは分からなかったものですから伺わな
かったんですが、もし教えていただければ、是非。

7 番

述べていらっしゃいました。ただ、これは私個人でほかの方に伺ったわけ
ではないんですけども、弁護側がおっしゃってる年数というのは、検察側
の求刑年数よりはほとんど考慮しないというか、意識の中に余り入れないよ
うにしていました。その理由としては、事件を自分なりに追って行って、そ
の罪の重さを自分なりに考えていたということもありますし。あと、正直言
ってそのときの資料ですね、そちらが余り分かりやすいものではなかったと
いうか、ちょっと誤字などもありましたし、余り重みを感じない資料になっ
ておりましたので、ほとんど考慮しておりませんでした。

司会者

大分時間がたってしまったんですが、マスコミの方、どうぞ。

甲社A記者

一通り評議を経験されてみて、もし裁判員の方がいらっしゃらなくて、裁判官だけでもこの裁判の評議が行われたとしたら、何か判決が変わっていたのかな、変わっていたと思われるか、変わっていなかったと思われるかどうかということと、もし例えば仮に変わらなかったらろうと思ったとしても、裁判員の方が評議に加わられてみて、これは意味があったと思われるか、思われなかったかというところをちょっとお聞きしたいのと、もしできれば、今後、裁判員になる方というのは初めての方が多いと思うので、そういう方に何か評議に当たってこういうところを気をつけるといいんじゃないかというアドバイスのようなものがあれば、ちょっと教えていただきたいので、よろしくお願いたします。

1 番

量刑については変わらなかったんだらうなと思いました。ただ、裁判員が加わったことで、その量刑にした理由という着眼ポイントとしては増えたんじゃないかなと思います。

2 番

同じく量刑と言われると変わらなかったのかもかもしれません。裁判員側から見ると、経験して、今回の経験も誰でも経験できることではないので、非常にいい経験、人生にとってすごくいい糧になったと思います。それは最初からイメージとして、選ばれていろいろと呼ばれるまで1年ぐらいかかっているんですけど、結構わくわくして待ってた自分がいたのはすごく記憶してます。何回でもやりたいなというのはすごく今でも思ってます。

司会者

これから裁判員をされる皆さんに何かエールなりアドバイスなりという質問があったんですが、何かあれば。どうですか。

7 番

そうですね。これから裁判員をされる方というよりも、裁判所のやり方と

どうか姿勢に対して意見がございます。まず、会社勤めをしてるんですけども、裁判員に選ばれそうですという話をしたときに、前もってスケジュールを調整する必要があったので、全員が見られるスケジューラーのようなものがあるんですが、そこに裁判員休暇の日程を入れました。そしたら、上司に呼びつけられて、上司にはその前にもう話をしていたんですけども、その更に上の部長に呼びつけられまして、こういうことは公にしちゃいけないんじゃないのかと言われたんですね。あれっと思って。いただいた小冊子には、インターネットですとかそういったものには評議の内容ですとかそういったものは載せてはいけないけれども、自分が裁判員に選ばれたということに関しては身近の方に全然言っていていいですよというような記載があったので、私は結構周りに言っていたんですけども。本当に世の中的には、裁判員に選ばれたということ自体を言っただけではいけないというような間違った情報が流れております。隠さなきゃいけないよ、公表しちゃいけないんだよねと何人もの方に言われましたので、その辺の周知ですね。そういったものではないんだよという正しい情報の周知というのをされていったほうがよろしいと思います。

実際に名簿に掲載され、候補に挙がった方々には、流れの説明のような冊子のようなものがあつたんですけども、それは裁判員候補者になって初めて配られるもので、世の中の人にはやっぱりまだ、どういった内容で進んでいくのかですとか、何を自分はしなきゃいけないのかとか、そういったものが全く知れ渡っておりません。ですので、裁判員候補者になった方だけではなくて、本当にもっと、どなたでもなる可能性があるものですので、国民全員の方に正しい情報が行くようにされていったほうがよろしいかなと思っております。

司会者

時間が参りましたのでこれで終わりにしたいと思います。どうもありがと

うございました。

以 上